

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

# 止めよう! 変形労働制 116

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.116

全北海道教職員組合

2020.1.26

変形労働制規則等について、道教委と2回目の交渉①

**道教委は、市町村教委や学校が「それぞれで判断」するとしながらも、4月導入を譲らず**

●今の学校の実態が、4月からの導入を検討し準備できる状況にあるのか?

1月25日(月)に、変形労働制の規則等について、道教委と2回目の交渉を行いました。1回目の交渉では、4月からの制度導入に固執する姿勢を崩しませんでした。

4月からの導入を行うとなれば、その前に、学校での制度導入を検討することとなります。学年末の多忙な時期に、新型コロナウイルス感染症対応も求められる学校で、制度の詳細について管理職が説明し、前提として求められる様々な条件について正確に把握し、それをもとにした管理職の提案により全職員での議論を踏まえて導入を判断し、一人ひとりの個別の勤務の計画を立てるということが、今の現場の実態としてそもそも可能なのか、道教委として状況を把握した上で判断するべきだと、2回目の交渉で求めました。



《道教委の回答》

本制度は、各市町村教育委員会及び学校において、令和3年4月から活用しなければならぬものではなく、地域の実情や学校の状況などを踏まえ、それぞれで判断するものであるが、本制度の活用を検討している学校が、条例が施行となる令和3年4月から実施できるよう、規則や要領などの整備を行ってまいる。

●道教委は、市町村教委や学校の判断に責任を押し付けながら、4月導入に固執

道教委の回答は、相変わらず、4月からの導入に固執したものです。今の現場の状況への認識は示さず、市町村教委や学校が「それぞれで判断するもの」として責任を押し付けながら、道教委としては4月導入への条件整備を整えるというのです。

道教委により制度が整えられれば、市町村教委や道立学校では、全職員の共通理解のもと導入の可否を判断するための準備が必要になります。市町村教委が、導入しなければならないものと付度した場合には、市町村立学校でも、年度末の多忙な中での判断が求められます。「それぞれで判断するもの」とする道教委の姿勢は、あまりにも無責任です。

交渉では、厚労省が説明している制度の趣旨との矛盾や、制度上の欠陥と言わざるを得ない重大な問題も明らかになりましたが、道教委は、問題を放置したまま4月導入の姿勢を崩しません。28日に予定している教育長交渉で、改めて、導入の見送りを求めています。